

## 交付対象水田の見直しについて（水張り5年ルール）

水田活用の直接支払交付金の対象となる「水田」の要件について、見直しがありました。

今後5年間に一度も水張り（水稲作付）が行われない水田は、経営所得安定対策等のうち水田活用の直接支払交付金の**交付対象外**となります。

水張り（水稲作付）は令和4年度から令和8年度のうち必ず1回は行う必要があります。

### ■ 水張りを行っていない水田とは

- ・令和4年度から令和8年度までに、一度も水張り（水稲作付）を行っていない水田
- ・水張り（水稲作付）を行った翌年から5年間、一度も水張り（水稲作付）行っていない水田

| (年度) | (例1)    | (例2)      | (例3)      | (例4)      |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|
| R4   | 休       | 休         | 休         | 休         |
| R5   | 休       | 休         | 休         | 休         |
| R6   | 休       | 水張り(水稲作付) | 休         | 休         |
| R7   | 休       | 休(1年)     | 休         | 水張り(水稲作付) |
| R8   | 休       | 休(2年)     | 水張り(水稲作付) | 休(1年)     |
| R9   | 交付対象外水田 | 休(3年)     | 休(1年)     | 休(2年)     |
| R10  |         | 休(4年)     | 休(2年)     | 休(3年)     |
| R11  |         | 休(5年)     | 休(3年)     | 休(4年)     |
| R12  |         | 交付対象外水田   | 休(4年)     | 水張り(水稲作付) |
| R13  |         |           | 休(5年)     | 休(1年)     |
| R14  |         |           | 交付対象外水田   | 休(2年)     |

**※一度交付対象外水田となってから水張り（水稲作付）を行っても、交付対象にはなりません。（戻りません。）**

詳しくは（農林水産省資料）「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて」をご覧ください。